



令和7年1月24日

板橋区議会議長 様

特別区競馬組合議会議員
田 中 やすのり

特別区競馬組合議会について（報告）

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

令和6年第4回特別区競馬組合議会定例会付議状況

令和6年12月18日開催

議案番号	件 名	要 旨	議決結果等
議案第13号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	特別区において職員の給料表の改定等が行われることになったので、これとの均衡を図るため、同様の改正を行う。 【施行期日】 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定のうち、第24条第2項及び第3項並びに第24条の4第2項及び第3項の改正規定については、令和6年12月1日から、それ以外のものについては、令和6年4月1日から適用する。	原案可決
議案第14号	特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する。 【施行期日】 令和7年4月1日	原案可決

議案番号	件 名	要 旨	議決結果等
議案第 15 号	特別区競馬組合会計年度 任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部 を改正する条例	特別区において会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われることになったので、これとの均衡を図るため、同様の改正を行う。 【施行期日】 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定は、令和6年12月1日から適用する。	原案可決
議員提出 議案第 1 号	特別区競馬組合議会議員 の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の 一部を改正する条例	特別区における議員報酬の額等との均衡を図るため、規定を整備する。 【施行期日】 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定並びに同条第2項の改正規定及び同項に後段を加える改正規定は、令和7年1月1日から施行する。	原案可決